**介護予防・日常生活支援総合事業（第１号訪問事業及び第１号通所事業）の**

**新規指定申請について**

１　新規指定申請の申請期間等について

（１）新規指定申請について

・介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、第１号訪問事業及び第１号通所事業は、指定や委託等により実施されます。市町によって実施方法や実施するサービス種別が異なりますので、下表「各市町における第１号訪問事業及び第１号通所事業の実施方法」により、指定による事業の実施の有無を確認してください。

・第１号通所事業の指定については、原則として、事前協議が必要です。 （省略できる場合もあります。２（１）参照）。

・新規指定申請は、完全予約制としています。「申請予約締切日」までに、必ず電話等で予約の上、来庁してください。（予約がない場合は、受付できません。）

・申請書類の受付は、（２）の受付期間内となります。申請書類に不備等がないように注意してください。

・提出された申請書類に不備等があり、新規申請受付期間内に申請書類の補正が完了しない場合は受理できません。（翌月１日の指定はできません。）

・介護保険法及び市町の要綱等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法、その他事業を行うに際して遵守すべき関係法令、条例等に適合していることが指定の前提となりますので、必ず事前に関係部署で必要な手続き等について確認してください。

【令和６年度】各市町における第１号訪問事業及び第１号通所事業の実施方法（※１）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種別  市町 | 第１号訪問事業 | | 第１号通所事業 | |
| 訪問介護相当サービス  （現行相当） | 訪問型サービスＡ  （緩和型） | 通所介護相当サービス  （現行相当） | 通所型サービスＡ  （緩和型） |
| 岸和田市 | 指定 | 指定及び委託（※２) | 指定 | 指定 |
| 泉大津市 | 指定 | 未実施 |
| 貝塚市 | 指定 | 指定 |
| 和泉市 | 未実施 | 未実施 |
| 高石市 | 指定 | 指定 |
| 忠岡町 | 指定 | 指定 |

（※１）表に記載以外のサービスの実施については、各市町の総合事業担当課のホームページにて確認してください。

（※２）広域事業者指導課において受付をするのは「指定」事業者となります。「委託」については、事業所の所在する市町の総合事業担当課へお問い合わせください。

（２）受付期間

新規指定申請の受付期間は、下表のとおりです。（土、日、祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **事業開始日(指定日)** | **新規申請受付期間** | **申請予約締切日** |
| 令和　６年　４月１日 | 令和　６年　３月　１日～令和　６年　３月１２日 | 令和　６年　１月３１日 |
| 令和　６年　５月１日 | 令和　６年　４月　１日～令和　６年　４月１０日 | 令和　６年　２月２９日 |
| **令和　６年　６月１日** | **（書類整理等のため申請受付を休止します。）** |  |
| 令和　６年　７月１日 | 令和　６年　６月　３日～令和　６年　６月１２日 | 令和　６年　４月３０日 |
| 令和　６年　８月１日 | 令和　６年　７月　１日～令和　６年　７月１０日 | 令和　６年　５月３１日 |
| 令和　６年　９月１日 | 令和　６年　８月　１日～令和　６年　８月１３日 | 令和　６年　６月２８日 |
| 令和　６年１０月１日 | 令和　６年　９月　２日～令和　６年　９月１１日 | 令和　６年　７月３１日 |
| 令和　６年１１月１日 | 令和　６年１０月　１日～令和　６年１０月１０日 | 令和　６年　８月３０日 |
| 令和　６年１２月１日 | 令和　６年１１月　１日～令和　６年１１月１３日 | 令和　６年　９月３０日 |
| 令和　７年　１月１日 | 令和　６年１２月　２日～令和　６年１２月１１日 | 令和　６年１０月３１日 |
| 令和　７年　２月１日 | 令和　７年　１月　６日～令和　７年　１月１６日 | 令和　６年１１月２９日 |
| 令和　７年　３月１日 | 令和　７年　２月　３日～令和　７年　２月１３日 | 令和　６年１２月２７日 |

【注意】１．表に掲げる新規申請受付期間等については、通知なく日程を変更する場合があります。

２．表に掲げる新規申請受付期間以外は、新規指定申請の受付は行いません。

３．申請の予約は、申請予約締切日までに行ってください。

ただし、申請予約締切日前であっても、予約状況等により受付を締め切る場合があります。

２　事前協議が必要な総合事業の受付期間等について

（１）事前協議が必要なサービス

第１号通所事業（通所介護相当サービス・通所型サービスＡ）の新規指定申請をする場合は、施設の建築・改修の工事前に事前協議を終了することが必要です。

なお、既に同一の場所で通所介護・地域密着型通所介護と一体的に運営し、かつ、建築・改修を伴わない場合は第1号通所事業の事前協議は省略できます。

（２）事前協議の受付期間

事前協議の受付期間は、下表のとおりです。（土、日、祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。）

|  |  |
| --- | --- |
| **事前協議受付期間** | **事前協議予約締切日** |
| 令和　６年　１月１５日～令和　６年　１月１９日 | 令和　６年　１月　９日 |
| 令和　６年　２月１３日～令和　６年　２月１６日 | 令和　６年　２月　５日 |
| 令和　６年　３月１４日～令和　６年　３月１９日 | 令和　６年　３月　５日 |
| 令和　６年　４月１２日～令和　６年　４月１８日 | 令和　６年　４月　５日 |
| 令和　６年　５月１７日～令和　６年　５月２２日 | 令和　６年　５月　９日 |
| 令和　６年　６月１４日～令和　６年　６月１９日 | 令和　６年　６月　５日 |
| 令和　６年　７月１２日～令和　６年　７月１８日 | 令和　６年　７月　５日 |
| 令和　６年　８月１５日～令和　６年　８月２０日 | 令和　６年　８月　５日 |
| 令和　６年　９月１３日～令和　６年　９月１９日 | 令和　６年　９月　５日 |
| 令和　６年１０月１５日～令和　６年１０月１８日 | 令和　６年１０月　７日 |
| 令和　６年１１月１５日～令和　６年１１月２０日 | 令和　６年１１月　５日 |
| 令和　６年１２月１３日～令和　６年１２月１８日 | 令和　６年１２月　５日 |
| 令和　７年　１月２０日～令和　７年　１月２３日 | 令和　７年　１月　９日 |
| 令和　７年　２月１７日～令和　７年　２月２０日 | 令和　７年　２月　５日 |

（３）事前協議から事業開始までのスケジュール

①事前協議予約締切り（毎月５日頃）

↓

②事前協議書類事前送付（来庁予定日の１０日前頃）

　　　　　↓　※事前協議書類一式を郵送してください。補正内容を連絡します。

③事前協議（毎月１２日頃～２０日頃の期間）

↓　※事前協議を終えてから、施設の建築・改修を行ってください。

④施設の建築・改修

↓　※指定申請書類の提出までに終了する必要があります。

⑤新規指定申請予約締め切り（事業開始日の３月前の月末）

↓　※新規指定申請の予約は、事前協議を終えている必要があります。

⑥新規指定申請書類事前送付（来庁予定日の１０日前頃）

　　　　↓　※新規指定申請書類一式を郵送してください。補正内容を連絡します。

⑦新規指定申請（事業開始日前月１日頃から前月の１０日頃まで）

※施設の建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、

↓　　備品等の配置がされている必要があります。

※老人福祉法による届出も必要です。

　　　　　　※申請内容の確認のために現地調査を実施する場合があります。

⑧指定書の交付（２５日頃）

↓　※指定書は原則郵送にて交付します。（返信用封筒の提出が必要です）

⑨事業開始（１日）